

資料2-2-1 北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等

1 北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱（昭和59年6月1日北海道防災会議決定）

（部会設置の目的）

第1条 原子力発電所に係る災害防止について、原子力災害特有な技術的・専門的事項を調査するとともに、緊急時における迅速かつ的確な応急対策活動の実施の確保を図るために、北海道防災会議に原子力防災対策部会を設置するものとする。

（部会の構成）

第2条 部会は、北海道防災会議構成員のうち、原子力防災対策推進に特に関係のある次の機関の委員をもって構成する。

北海道開発局、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、札幌管区気象台、北海道総合通信局、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、日本放送協会札幌放送局、北海道電力株式会社、社団法人北海道医師会

2 必要に応じ、部会に専門委員を置くことができる。

専門委員は、原子力防災対策に携わる関係者及び大学教授等の学識経験者のうちから委嘱する。

（部会の任務）

第3条 部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災計画に関する事項
- (2) 原子力災害応急対策に関する事項
- (3) 原子力発電所周辺の安全の確保に関する事項
- (4) その他会長から附議された事項

（部会の運営）

第4条 部会に部会長を置き、部会の運営に当たる。

2 部会長は、必要あるとき部会を招集する。

2 北海道防災会議原子力防災対策部会運営規程

（趣旨）

第1条 北海道防災会議原子力防災対策部会の運営については、北海道防災会議条例（昭和37年11月1日北海道条例第53号）第3条の規定によるほか、この規定の定めるところによる。

（部会の招集）

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 委員は、必要があるときは、部会長に対して部会の開催を求めることができる。

（議長）

第3条 部会長は、会議の議長となる。

（幹事）

第4条 部会に幹事を置く。

2 幹事は、北海道防災会議幹事のうちから会長が指名する。

3 幹事は、部会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

（幹事会の招集）

第5条 部会長は、必要ある場合幹事会を招集する。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課において行う。

3 北海道防災会議原子力防災対策部会名簿

機関名	委員	幹事
北海道開発局	局長	事業振興部防災課長
北海道経済産業局	局長	総務企画部総務課長
北海道産業保安監督部	部長	管理課長
北海道運輸局	局長	総務部安全防災・危機管理調整官
第一管区海上保安本部	本部長	警備救難部長
札幌管区気象台	台長	総務部業務課長
北海道総合通信局	局長	防災対策推進室長
陸上自衛隊北部方面総監部	総監	防衛部防衛課長
北海道警察本部	本部長	地域部地域企画課長 警備部警備課長
東日本電信電話(株)北海道支店	支店長	設備部長
日本赤十字社北海道支部	事業部長	事業推進課長
日本放送協会札幌放送局	局長	放送部長
北海道電力株式会社	取締役社長	総務部総務・防災グループ担当課長
(社)北海道医師会	会長	事務局長
北海道	副知事 危機管理監	総務部危機対策局危機対策課長 総務部危機対策局原子力安全対策課長 環境生活部総務課長 保健福祉部総務課長 経済部総務課長 農政部農政課長 水産林務部総務課長 建設部防災担当課長

4 北海道防災会議専門委員（原子力防災対策部会）名簿（平成24年12月現在）

(1) 原子力防災対策関係者

所属	職	氏名
泊村	村長	牧野浩二
共和町	町長	本司幸雄
岩内町	長	岡崎昌也
神恵内村	長	春留健二
寿都町	長	春留健也
蘭越町	長	島井秀紀
ニセコ町	長	間瀬敏也
俱知安町	長	島井順一
積丹町	長	浦谷豊
古平町	長	三嶋喜良
仁木町	長	島井良二
余市町	長	三嶋喜良
赤井川村	長	伊川豊
岩内・寿都地方消防組合消防本部	消防長	松藤喜順
羊蹄山ろく消防組合消防本部	消防長	赤井喜順
北後志消防組合消防本部	消防長	伊川豊

(2) 学識経験者

所属	職	氏名
北海道大学大学院地球環境科学研究院	特任教授	山崎孝治
酪農学園大学獣医学部	教授	林正信
福井大学附属国際原子力工学研究所	特命教授	島津一郎
北海道大学大学院保健科学研究院	教授	加津洋次
札幌国際大学人文学部	准教授	藤千恵次
北海道医療大学薬学部	教授	城紀枝

資料2－2－2 広域的な応援協力体制

1 専門家

(1) 原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

平成24年10月19日現在

職名	専門又は任務
独立行政法人放射線医学総合研究所 福島復興支援本部環境動態・影響プロジェクトサブリーダー	
独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー	
独立行政法人放射線医学総合研究所 医療被ばく研究プロジェクト医療被ばく研究推進室長	
国立保健医療科学院 生活環境部環境物理室長	
独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所海洋・生態系研究センター 放射能調査グループ長	放射線防護
独立行政法人農業環境技術研究所 環境化学分析センター 研究コーディネーター	
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部長	
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所放射線管理部長	
独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗工学センター安全管理部長	
独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センター長	原子力工学
財団法人原子力安全技術センター (文部科学省が認める技術参与)	
財団法人日本分析センター (文部科学省が認める技術参与)	放射線防護

(2) 原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

平成24年10月19日現在

職名	専門又は任務
独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センターユニット長	
一般財団法人電力中央研究所泊江研究所原子力システム部長	核燃料工学
独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センターユニット長	原子炉工学

2 緊急モニタリング要員及び機材

平成24年3月31日現在

組織	要員	機材
独立行政法人 日本原子力研究 開発機構 原子力緊急時支援・ 研修センター 029-264-2681（直）	<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構 約20名</p> <p>[支援機能]</p> <p>① 環境モニタリング（環境モニタリング計画立案、実施、データ評価等）</p> <p>② 環境影響評価（環境影響評価）</p> <p>③ 個人被ばく評価（放射線防護計画の立案、被ばく線量測定・評価・解析等）</p> <p>④ 放射線管理（放射線管理計画の立案、実施、評価等）</p> <p>⑤ 臨界・遮へい安全評価（臨界・遮へい計算、評価・解析）</p> <p>⑥ 輸送（輸送安全解析、輸送計画の立案評価等）</p> <p>⑦ 核燃料工学分野（核燃料加工施設、再処理施設における事故事象情報の分析、評価、進展予測等）</p> <p>⑧ 原子炉工学分野（原子炉施設における事故事象情報の分析、評価、進展予測等）</p>	<p>1 サーベイメータ 200台</p> <p>2 モニタリングカー 5台</p> <p>3 集じん器 13台</p> <p>4 ヨウ素サンプラ 8台</p> <p>5 カウンタ 13台</p> <p>6 ホールボディカウンタ車 2台</p> <p>7 体表面測定車 2台</p> <p>8 現場指揮車 2台</p>
独立行政法人 放射線医学総合研究所 企画部企画課 043-206-3040（直）	<p>緊急モニタリングチーム 約10名</p> <p>[班構成]</p> <p>チームリーダー</p> <p>サブリーダー</p> <p>測定係</p> <p>試料採取係</p> <p>記録係</p> <p>連絡係</p>	<p>1 サーベイメータ 10台</p> <p>γ 線用 2台</p> <p>α 線用 2台</p> <p>β・γ 線用 4台</p> <p>中性子線用 2台</p> <p>2 可搬型 γ 線エリアモニタ 3台</p> <p>3 可搬型 α ダストモニタ 3台</p> <p>4 可搬型 β ダストモニタ 3台</p> <p>5 集じん器 3台</p> <p>6 可搬型Ge半導体検出器 1台</p>

3 緊急被ばく医療実施体制現地派遣チーム

平成24年3月31日現在

職名	任務	担当
独立行政法人 放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター 被ばく医療部 障害診断室長	チームリーダー 計測班 医療活動 指導・協力 臨床班 放射線安全班
	緊急被ばく医療研究センター 被ばく線量評価部 外部被ばく評価室長	
	緊急被ばく医療研究センター 被ばく線量評価部 内部被ばく評価室主任研究員	
	緊急被ばく医療研究センター 被ばく医療部医師	
	重粒子医科学センター病院 看護課総看護師長	
	研究基盤センター 安全・施設部 放射線安全課係長	

資料2－2－3 広域応援協定

1 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態应急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。

3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。

4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。

- (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
- (2) 応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
- (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- (2) 職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
- (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
- (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等
- (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
- (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
- (6) 応援の期間
- (7) 要請担当者及び連絡先

2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があつたものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。
 - (2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。
 - (3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。
- 2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。
 - 3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。
 - 4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

- 2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道府県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
- (3) 防災関係機関の名称
- (4) 原子力防災資機材の保有状況
- (5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道府県が原子力発電関係団体協議会会長道府県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道府県を原子力発電関係団体協議会副会長道府県と読み替えるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項については、必要的都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日（締結日）から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
新潟県知事
石川県知事
福井県知事
静岡県知事
京都府知事
島根県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

2 北海道地域防災計画（本編）第5章第30節に定める広域応援計画等

[北海道地域防災計画本編第5章第30節から抜粋]

第30節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北海道

(1) 北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき協定締結県に対して応援を要請する。

また、知事は、市町村から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

(2) 道内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき道や他の市町村による応援の実施を図る。

また、道や他の市町村の応援が円滑に行なえるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なう。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れ体制は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料編8-2 行政機関に関する協定）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料編9-1 各種計画等）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

また、他県等の応援が円滑に行なえるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他県等の応援の受け入れ体制を確立しておく。

2 市町村

(1) 大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

(2) 他の市町村等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

3 消防機関

(1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 他の消防機関等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に広域緊急援助隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

① 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いざれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名					
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県					
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県					
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県					
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県					
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県					
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県					
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県					

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

資料 8-2 (42)

8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行つた都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行つた都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事

中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事

四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事

九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

② 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

(情報収集要員の派遣)

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

(都道府県東京事務所職員による応援)

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック	
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5)	
	四国 (4)	
	九州 (8)	
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8)	
	関東 (8)	
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7)	
	近畿 (7)	

※ () は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表3を基本とする。

（別表3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

(③) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県(以下「道県」という。)が、大規模災害発生時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態(以下「大規模災害時等」という。)において、被災者等(避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。)の避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置(以下「応急措置等」という。)の対策が十分に実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第12条若しくは同法第183条で準用する第12条の規定に基づき、他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時又は政府による事態認定時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

第3条 道県は、大規模災害時等に被災した道県又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある道県(以下「被災道県」という。)が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行なうための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

第4条 応援調整道県は、必要があると認めるとときは、被災道県の災害対策本部又は国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行なうに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救出活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
 - エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災道県は、別に定める事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ応援の要請を行なうものとする。

(応援の自主出動)

第7条 応援調整道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があつたものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替又は立替支弁を求めることができるものとする。

(資料の交換)

第9条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画又は国民保護計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月8日

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
新潟県知事

④ 大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第10条第2項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局等は、別表1のとおりとする。

(応援調整道県)

第3条 協定第3条に規定する応援調整道県は、別表2のとおりとする。

2 応援調整道県の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県の被害状況の情報の収集及び提供
- (2) 被災道県が必要とする応援の種類等の集約及び応援道県との連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の方法)

第4条 協定第6条に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、電信等又は連絡調整員を通じて行うものとし、後に文書を速やかに応援道県に提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 協定第5条第2号ア及びイに掲げるものの品名、数量等
- (3) 協定第5条第2号ウに掲げる車両、船艇の種類、規格及び台数、ヘリポートの位置等
- (4) 協定第5条第2号エに掲げるものの種類別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間

- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第5条 協定第7条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県が応援調整道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示)

第6条 被災道県への応援職員及び協定第4条に規定する連絡調整員(以下「応援職員等」という。)は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第8条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援の種類)

第9条 協定第5条に規定する応援の種類の具体的項目は、道県ごとに作成し、毎年見直しを行うとともに、その内容を相互に交換するものとする。

(防災訓練等)

第10条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第11条 協定第8条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規程により算定した当該応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第12条 応援道県が、協定第8条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替又は立替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第5条第4号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書(関係書類添付)により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費負担の協議)

第13条 協定第8条の規定にかかわらず、被災道県の被害状況を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

(資料の交換)

第14条 協定第9条に定める資料の交換は、毎年度、災害対策基本法第33条に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第9条に規定する応援の種類及びその他必要と認める資料とする。

(協定等の見直し)

第15条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、道県持ち回りとする。

附 則

1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。

2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

別表1 連絡担当部局

道県名	部局名	課 名	無 線 電 話	N T T 電話(直通)	夜間・休日の連絡先
北海道	総務部 危機対策局	防災消防課 参考	01-11	011-231-4111 (防災 22-563) (国民保護 22-583) Fax 011-231-4314	同左又は011-231-3398 (当直室)
青森県	総務部	消防防災課	02-221	017-734-9088(防災) 017-734-9089(国民保護) Fax 017-722-4867	同左 (夜間休日常駐員から当番職員へ連絡)
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5153(防災) 019-629-5162(国民保護) Fax 019-629-5174	同左 (宿直員から室長へ連絡)
宮城県	総務部	危機対策課	04-8- 2375	022-211-2375(防災) 022-211-2382(国民保護) Fax 022-211-2398	同左又は 022-211-3161(宿日直職員から担当班長へ連絡)
秋田県	知事公室	総合防災課	05-11	018-860-4565(防災) 018-860-4562(国民保護) Fax 018-824-1190	同左又は 018-860-2750(警備員から当番職員へ連絡)
山形県	総務部	消防防災課	06-511	023-630-2231(防災) 023-630-2671(国民保護) Fax 023-633-4711	同左又は 023-630-2754(宿日直職員から当番職員へ連絡)
福島県	生活環境部	県民安全領域 災害対策グル ープ	07-61	024-521-7194(防災) 024-521-7641(国民保護) Fax 024-521-7920	同左又は 024-521-7821(警備員から当番職員へ連絡)
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-280-5144 Fax 025-281-2979	同左又は 025-285-5511(警備員から当番職員へ連絡)

別表2 応援調整道県

被災道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表3 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

⑤ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。
- ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

- 第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

⑥ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣 応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) 協定第2条第6号に規定する事項 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあっては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

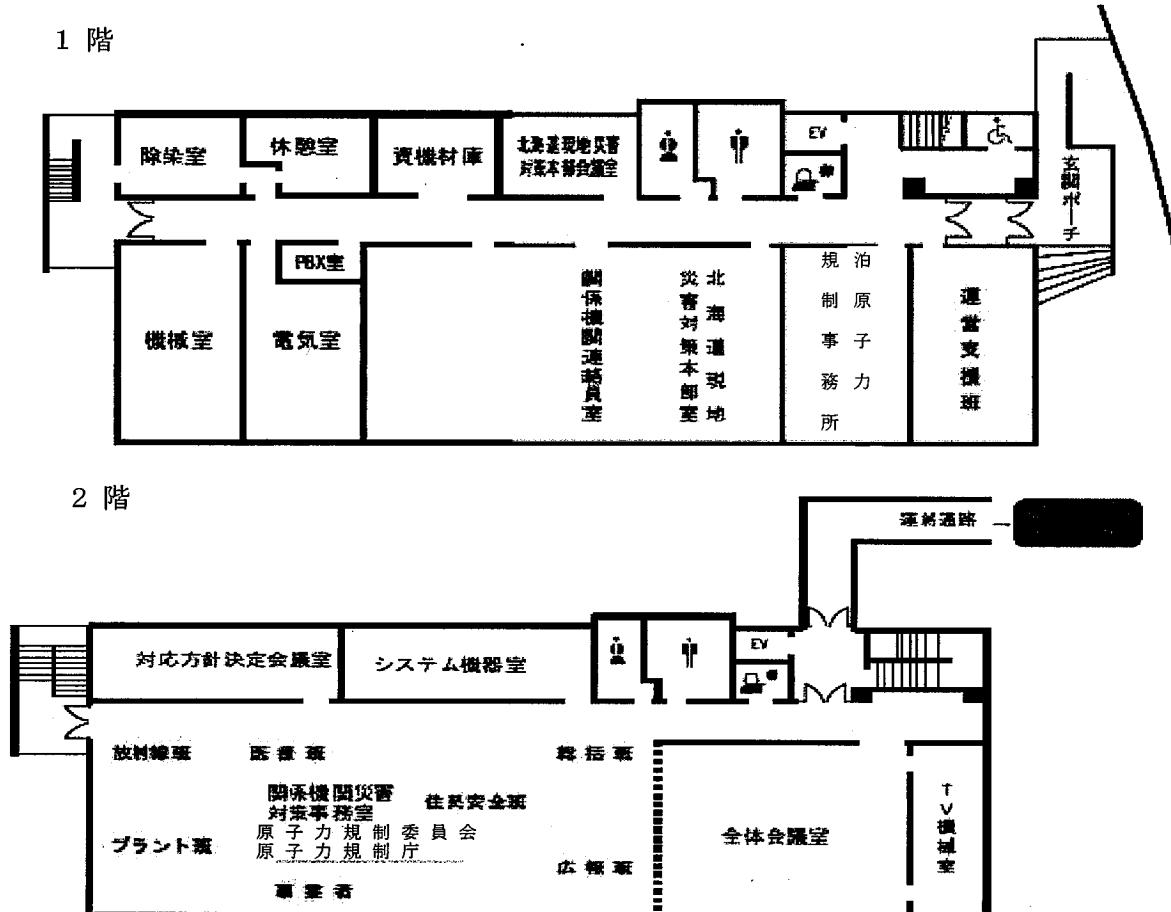
平成20年6月10日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

資料 2-2-4 北海道原子力防災センター概要

- 1 施設名称
北海道原子力防災センター
- 2 所在地
岩内郡共和町宮丘261番地1
(泊原子力発電所から2km)
- 3 緊急事態応急対策拠点施設の指定
平成13年6月12日に経済産業大臣が、原子力災害対策特別措置法第12条の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設として指定。
(原子力防災専門官事務所室の移転：平成13年5月17日)
- 4 施設概要
 - (1) 施設規模
鉄筋コンクリート造2階建延べ床面積：約1,262m² 駐車場：約50台
 - (2) 施設内容
1階：原子力防災専門官室、北海道現地災害対策本部室、関係機関連絡員室、除染室、資機材庫、機械室等
2階：対策協議会室、全体会議室、関係機関災害対策事務室、TV機械室等
 - (3) 施設用地
約5,900m²（北海道原子力環境センター敷地内）
 - (4) 関連施設
プレスルーム：連絡通路で結ばれた北海道原子力環境センター2階大研修室
(約135m²)
- 5 設備概要
電話／FAX／パソコン／複写機／TV会議システム／各種情報表示システム／緊急時対策支援システム(ERSS)／緊急時迅速放射能影響予測(SPEEDI)ネットワークシステム等

【北海道原子力防災センター平面図】



6 代替施設

(1) 設置根拠

原子力災害対策特別措置法施行規則第16条（緊急事態応急対策拠点施設の要件）
緊急事態応急対策拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設が存在すること。

(2) 施設名称

北海道後志総合振興局（2階講堂）

(3) 所在地

虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎

（泊原子力発電所から24km、北海道原子力防災センターから23km）

(4) 施設規模

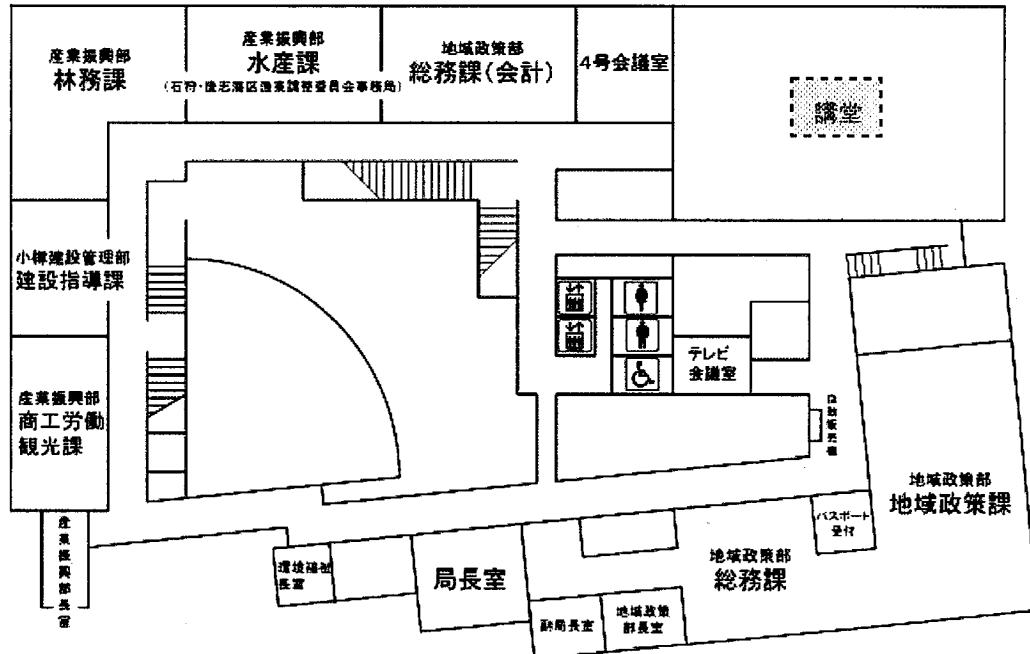
鉄筋コンクリート造3階建て（代替施設部分411m²）

(5) 設備概要

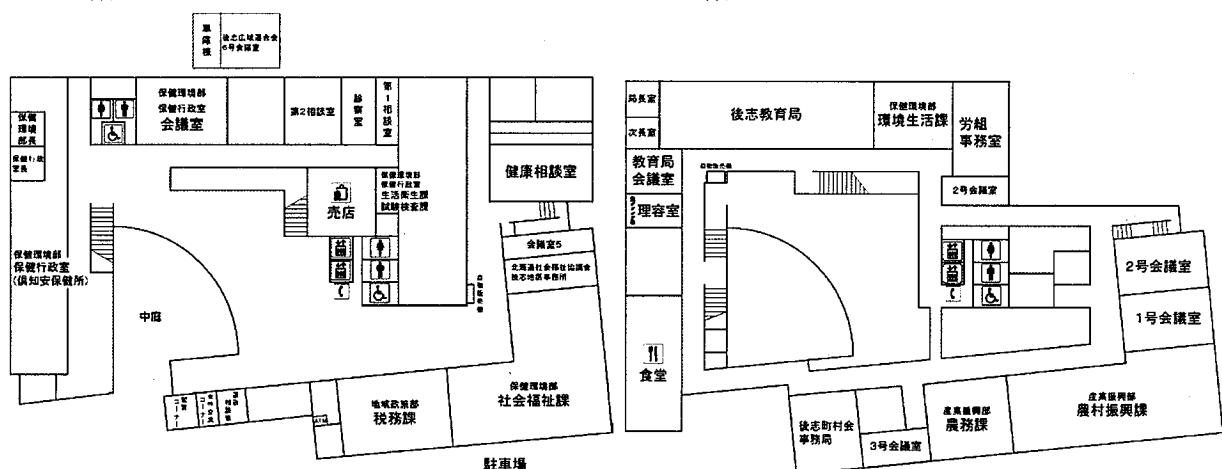
電話／FAX／パソコン／複写機／TV会議システム／各種情報表示システム／緊急時対策支援システム（ERSS）／緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）ネットワークシステム等

【北海道後志総合振興局平面図】

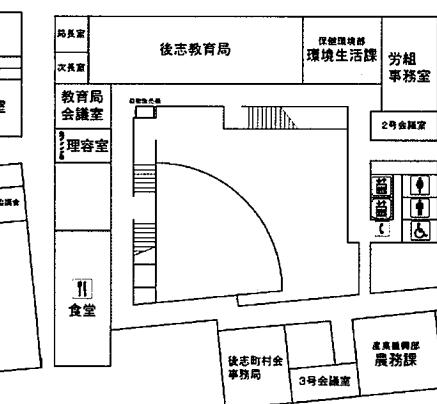
2階



1階

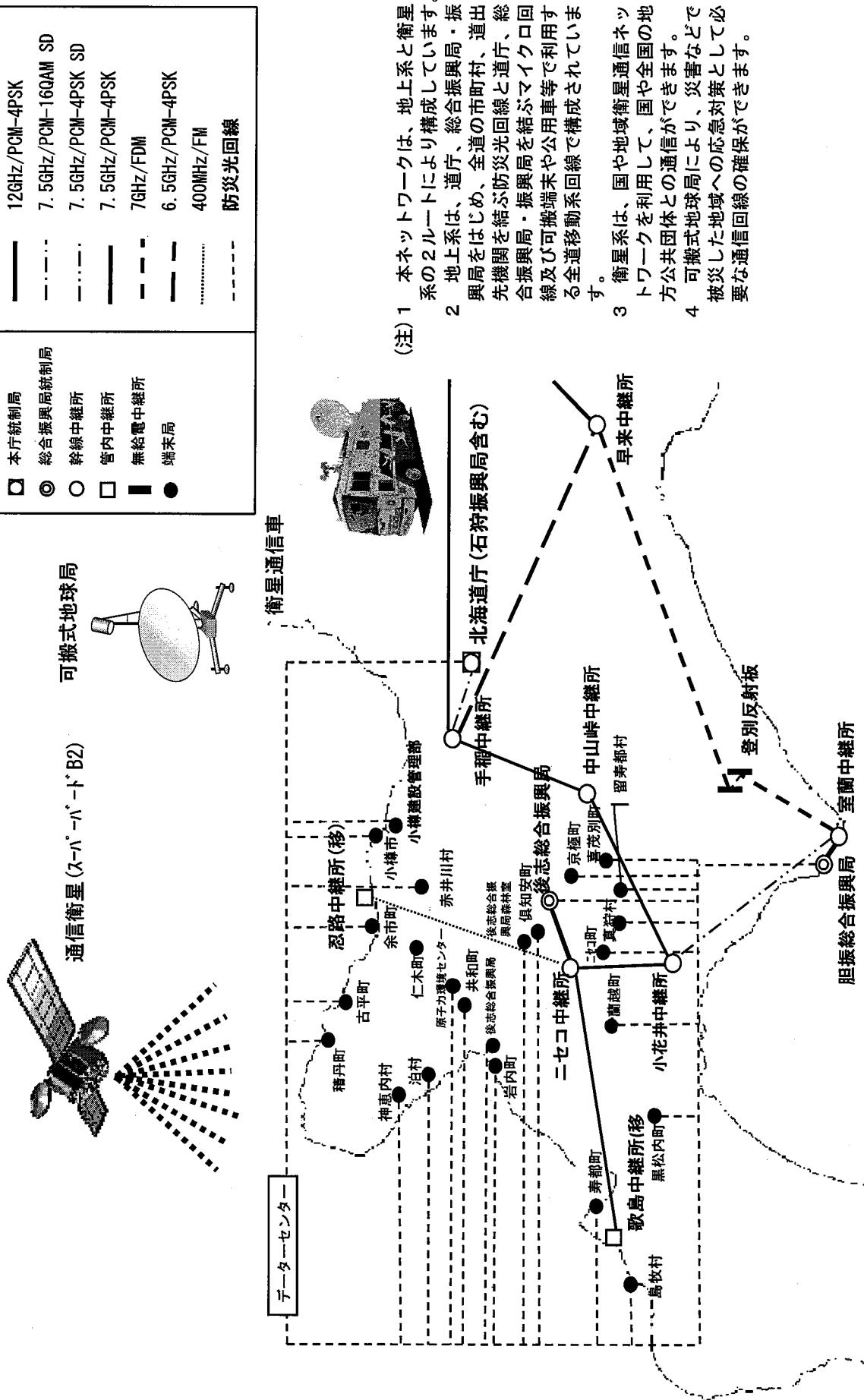


3階

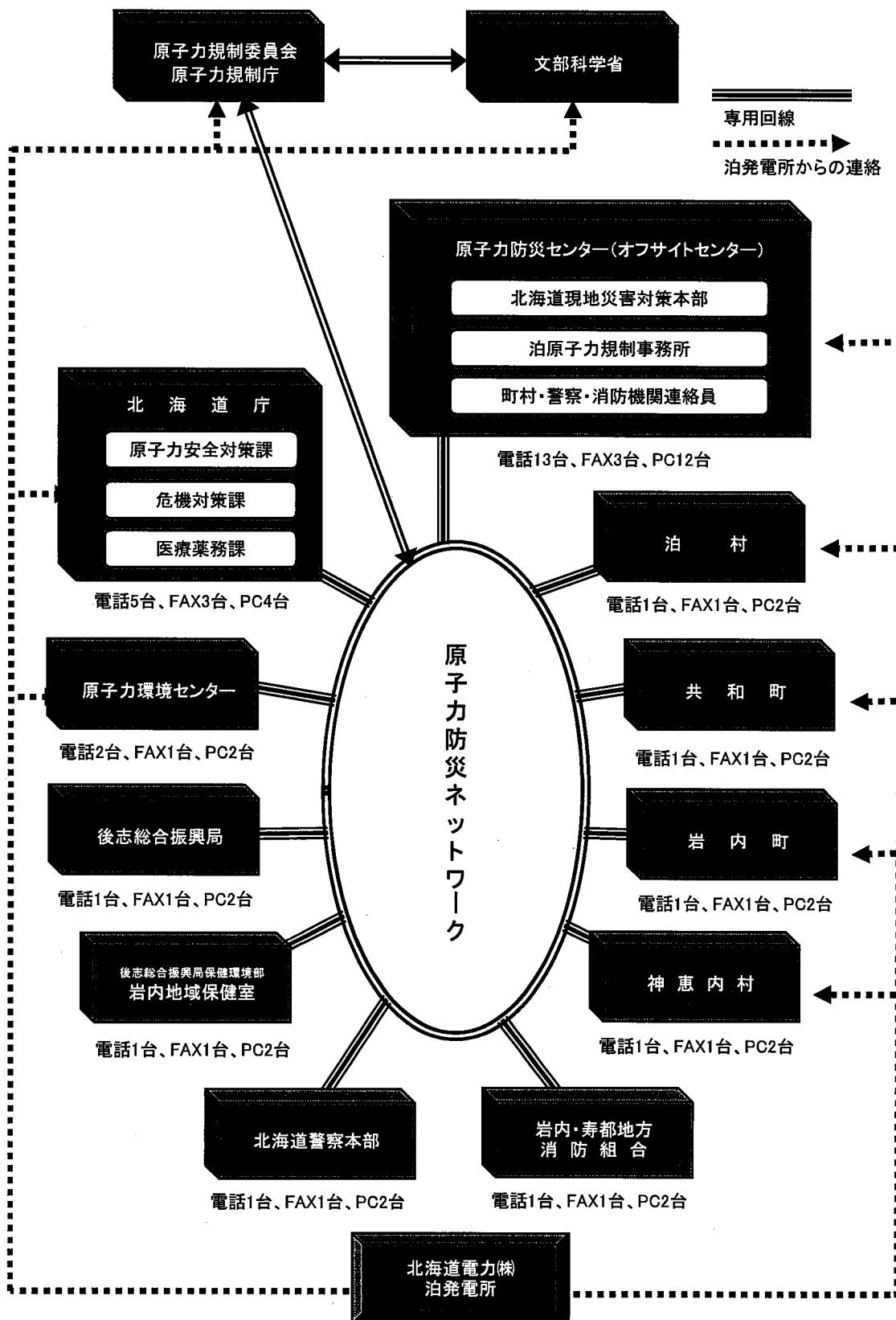


資料2-4-1 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

1 北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係分抜粋）



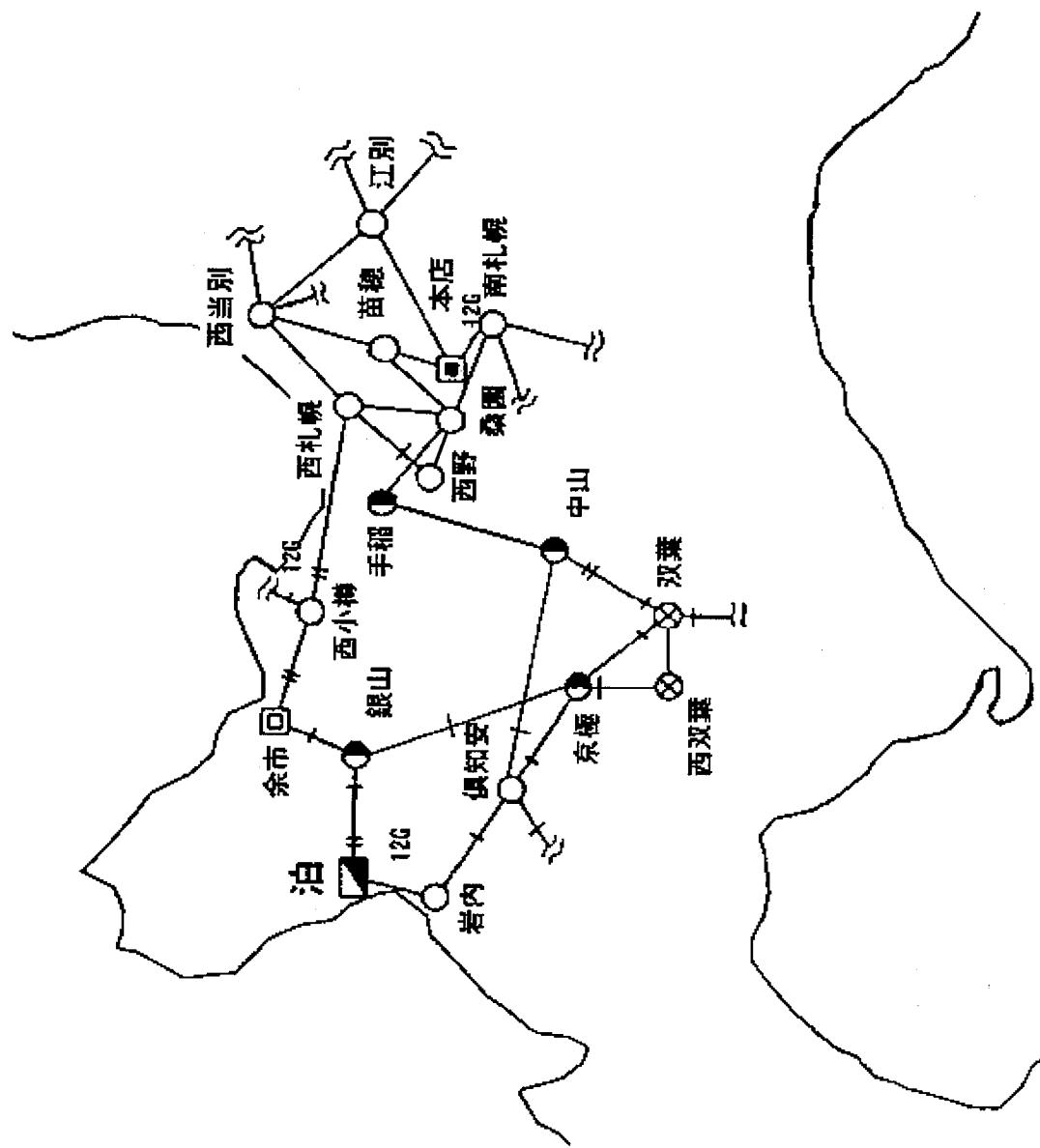
3 原子力防災ネットワークシステム構成図（専用回線）



※拡充予定～寿都町、蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、後志総合振興局保健環境部保健行政室

4 北海道電力株式会社固定多重無線系統図（関係拠点分）

凡例
■ 本店・支店
□ 支店・営業所
△ 水力発電所
▲ 火力・原子力発電所
■ 電力所・変電所
○ 開閉继所
◎ 射反中間
十

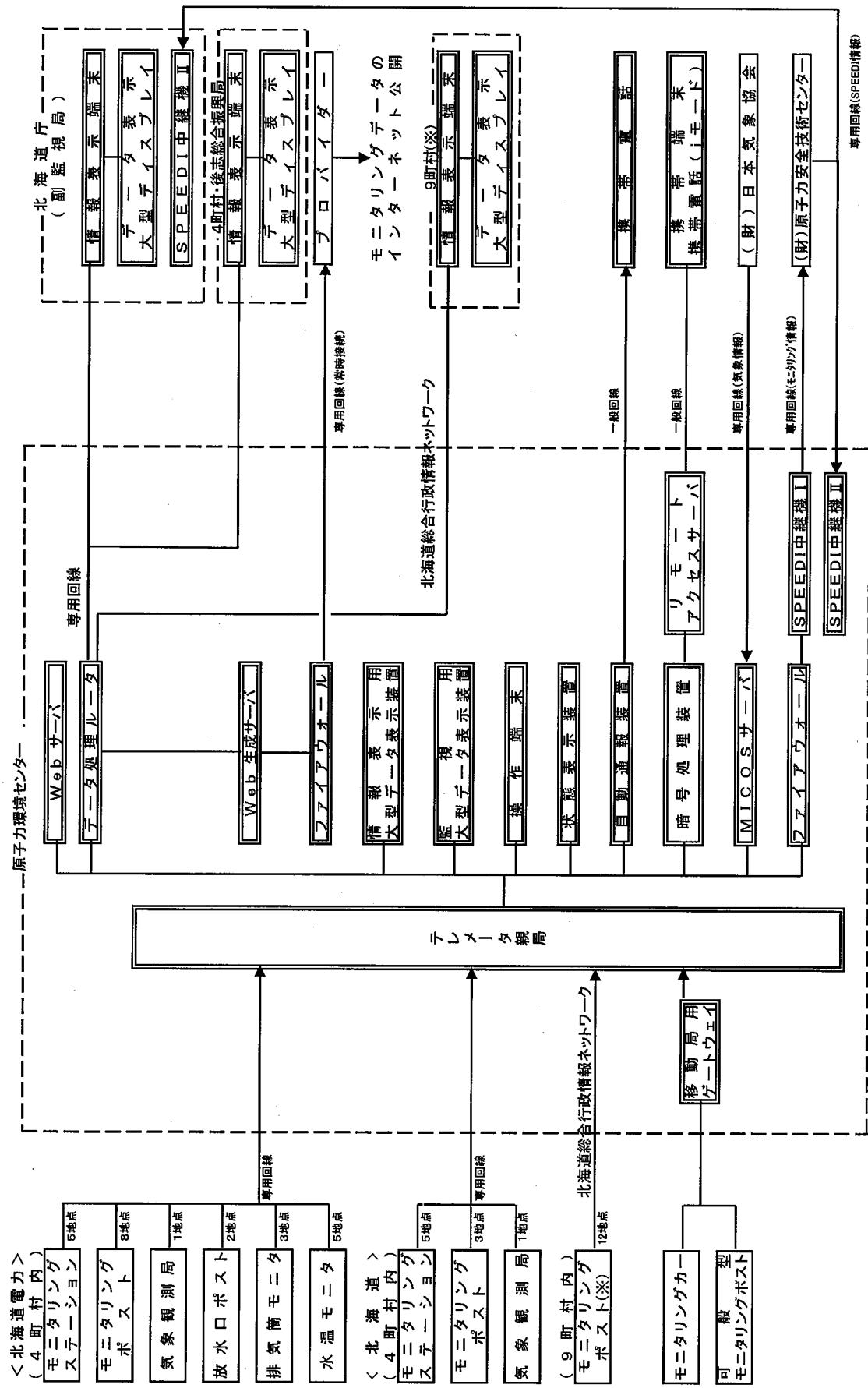


資料2－5－1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

区分	所 属	緊急時モニタリング要員	緊急時モニタリング車両
北海道	原子力安全対策課	2名	一
	環境推進課	7名	一
	原子力環境センター	18名	5台(内モニタリングカー1台)
	後志総合振興局環境生活課	5名	2台
関係町村	泊村	2名	1台
	共和町	2名	1台
	岩内町	2名	1台
	神恵内村	2名	1台
	積丹町	2名	1台
	古平町	2名	1台
	余市町	2名	1台
	仁木町	2名	1台
	赤井川村	2名	1台
	俱知安町	2名	1台
	ニセコ町	2名	1台
	蘭越町	2名	1台
	寿都町	2名	1台
北海道電力(株)	泊発電所	15名	5台(内モニタリングカー1台)
計		73名	25台(内モニタリングカー2台)

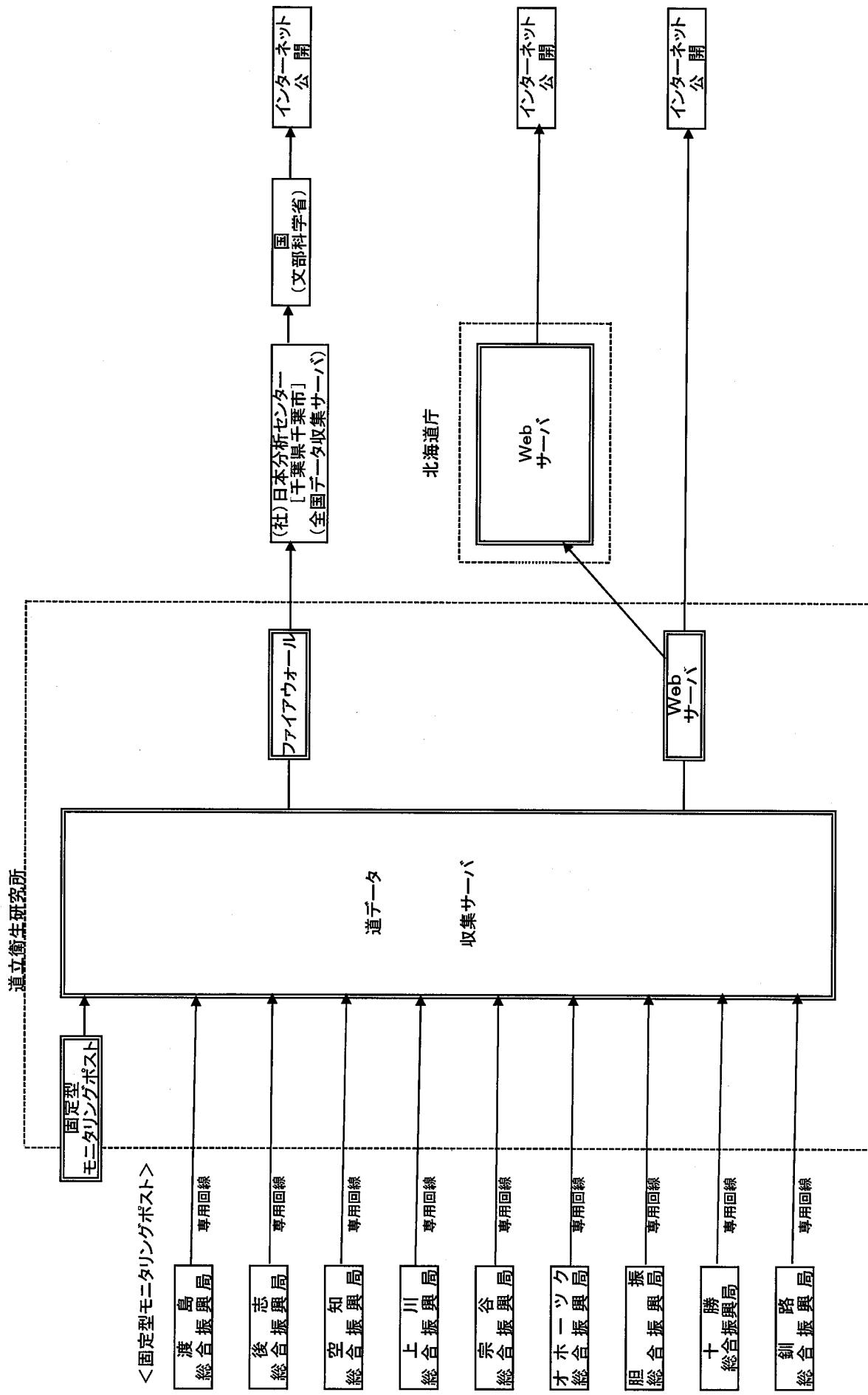
※文部科学省、指定公共機関（独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所）及び北海道電力㈱以外の原子力事業所からも、緊急時モニタリング要員が派遣されることとなっている。

資料2－5－2 環境放射線テレメータシステム図



(※)平成25年4月1より運用開始予定
4町村：泊村、共和町、岩内町、神恵内村
9町村：寿都町、蘭越町、二七二町、俱知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

資料2－5－3 リアルタイム線量測定システム図（文部科学省環境放射能水準調査）



資料2－5－4 気象・海象観測機器の整備状況

1 気象観測機器

機関名	地点・項目	地 点 名	気 象 要 素						
			風向風速	感 雨	降水量	積雪深	温湿度	日射量	放射 収支量
			連 続	連 続	連 続	連 続	連 続	連 続	連 続
北海道	モニタリング	茅 沼	○	○	○	○	○		
		發 足	○	○	○	○	○		
		南 帶 似	○	○	○	○	○		
		岩 内	○	○	○	○	○		
		神 恵 内	○	○	○	○	○		
	モニタリング	茶 津		○	○	○			
		ヘロカルウス	○	○	○	○			
		堀 株 神 社		○	○	○			
	観 気 測 局	北海道原子力 環境センター	○	○	○	○	○	○	○
北海道 電力(株)	モニタリング	發 電 所		○					
		堀 株		○					
		泊		○					
		宮 丘		○					
		高 台	○	○	○				
	観 気 測 局	發 電 所	○		○		○	○	○
札幌管区気象台	モニタリング	寿都特別地域 気象観測所	○	○	○	○	○		
		共和 (アメダス)	○		○	○	氣温 ○		
		神恵内 (アメダス)	○		○		氣温 ○		
		余市 (アメダス)	○		○	○	氣温 ○		
		蘭越 (アメダス)	○		○	○	氣温 ○		
		俱知安特別地域 気象観測所	○	○	○	○	○		
		ニセコ (アメダス)			○				
		赤井川 (アメダス)			○	○			
	美國 (アメダス)	○		○			氣温 ○		

注1 俱知安特別地域気象観測所は、2006年10月1日に俱知安測候所から移行。寿都特別地域気象観測所は、2008年10月1日に寿都測候所から移行。

注2 共和（アメダス、設置場所：共和町南幌似）は、2008年11月12日に岩内（アメダス、設置場所：共和町梨野舞納）から移設、名称変更。

2 海象観測機器（固定）

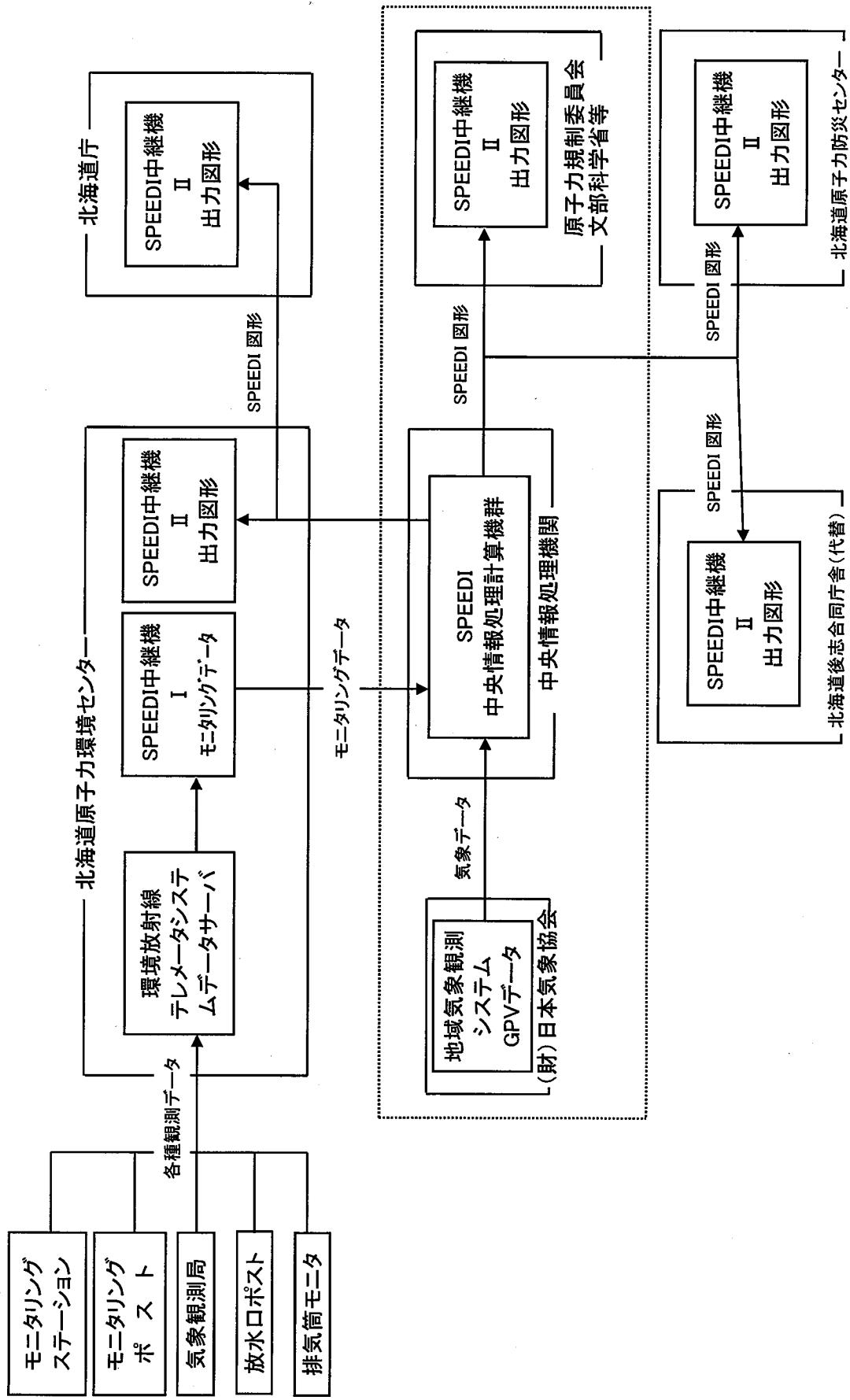
機 開 名	海 象 要 素	地 点 数
北 海 道 電 力 (株)	海 水 温 度	5
	波 高	1

資料2－5－5 道及び原子力事業者所有の環境放射線
モニタリング設備・機器等の整備状況

平成24年8月1日現在

区分	測定機器等	数量	内訳	
			北海道	北海道電力㈱
総括管理チーム	モニタリングステーション	10	5	5
	モニタリングポスト	11	3	8
	気象観測局	2	1	1
	無線親局	1	1	0
	無線中継局	2	2	0
分析測定チーム	ゲルマニウム半導体検出器	5	3	2
	ミキサー	3	1	2
	マリネリ容器	48	30	18
	GM管式サーベイメータ	2	2	0
	シンチレーション式サーベイメータ（線量率・計数率）	1	1	0
	蛍光ガラス線量計（R P L D）	400	350	50
	蛍光ガラス線量計（R P L D）リーダ	3	2	1
	アニール炉	3	2	1
	送風定温恒温機	3	2	1
被ばく管理チーム	警報付ポケット線量計	73	73	0
	GM管式サーベイメータ	2	2	0
	シンチレーション式サーベイメータ（線量率・計数率）	1	1	0
	ハンドフットクロスモニタ	1	1	0
	体表面モニタ	1	1	0
野外活動チーム	モニタリングカー	2	1	1
	可搬型ポスト（伝送式：γ線）	14	7	7
	電離箱式サーベイメータ	7	7	0
	シンチレーション式サーベイメータ（線量率）	13	13	0
	シンチレーション式サーベイメータ（線量率・計数率）	3	3	0
	可搬式ヨウ素サンプラ	3	3	0
	発電機	3	3	0
	大型水盤	7	6	1
	採水器	3	3	0
	採土器	3	3	0
	蛍光ガラス線量計（R P L D）取付用スタンド	40	40	0
	中性子線サーベイメータ	2	2	0
支援チーム	移動無線機（10W）	18	18	0
	移動無線機（1W）	18	18	0
	電離箱式サーベイメータ	5	2	3
	シンチレーション式サーベイメータ（線量率）	5	2	3
支援チーム	採泥器	3	3	0
	ディポジットゲージ	5	3	2

資料2-5-6 SPEEDIネットワークシステムの整備状況



資料2－6－1 緊急被ばく医療活動用資機材等の配備状況

平成24年3月31日現在

資 機 材 名		後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室	岩内除染検査室	神恵内除染検査室	総 数
防護服	タイベックスーツ 着		140	50	190
	上記以外 着		120	30	150
手袋	(ゴム) ダース		342	110	452
	(綿) ダース		342	110	452
防護靴	足		120	30	150
オーバーシューズ	足		120	30	150
シューズカバー	足		490	120	610
防護マスク	個		120	30	150
防護マスク用フィルター	個		240	60	300
ポケット線量計(アラーム付)	台		120	30	150
GM管式サーベイメータ	台		11	4	15
シンチレーション式サーベイメータ	台		11	4	15
ヨウ素剤調整器具セット	セット		1		1
ヨウ化カリウム原薬(500グラム)	本	2			2
傷モニタ	台		1		1
ハンドフットクロスモニタ	台		1	1	2
ホールボディカウンタ	台		1	1	2
保管庫(防災資機材用)	個		16	1	17
保管庫(線源用)	台		1		1
除染用ベット	台		1	1	2
簡易ベッド	台		10		10
救護所用パーテーション	本		6		6
移動式手洗い器	台		5	1	6
検診衣等	組		100	100	200
折畳み式机	式		4	4	8
パイプ椅子	脚		5	5	10
診察机	個		2	1	3
椅子	個		2	1	3
真空掃除機	個		1	1	2
室内用個体廃棄物容器	個		4	4	8
R I用クリーナー(A剤)	個		10	5	15
ファーストエイドセット	個		1	1	2
外傷セット	個		1	1	2
除染キット(一式)	個		7	3	10
患者等搬送用自動車	台	1			1
除雪機	台		1	1	2
カスケードガレージ	台		1		1
携帯電話	台	5			5
作業服	着		10		10
脱衣用テント	張		5		5
医療班用ベスト	着		30		30
ガードポール	本		50		50
トラロープ	巻		1		1

資機材名		総数	配置場所
ヨウ化カリウム保管用ロッカー	台	6	
ヨウ化カリウム丸(50ミリグラム)	錠	83,000	関係町村の診療所等に配備
GM管式サーベイメータ	台	8	
シンチレーション式サーベイメータ	台	4	
低エネルギー用シンチレーション式サーベイメータ	台	1	
電離箱サーベイメータ	台	2	
スペクトロサーベイメータ	台	1	
ハンディダストサンプラー	台	2	
放射線測定器セット	セット	1	
傷モニタ	台	1	
ガラス線量計システム	セット	1	
ポケット線量計(アラーム付)	台	25	
保管庫(防災資機材用)	台	1	
ジュラルミンケース	個	2	
救護服	着	15	
除染キット	式	2	
真空掃除機	個	1	
簡易ベット	台	50	
救急医療セット	式	4	
エマージェンシーキット	台	1	
心電図モニタ	台	2	
救急蘇生器	台	2	
ショックパンツ	式	1	
布担架	台	2	
スクープストレッチャー	台	1	
除染室用ストレッチャー	台	1	
搬送用ストレッチャー	台	1	
トリアージタグ	セット	1	
エアーテント	帳	1	
ハロゲンライト	台	4	
コードリール	台	4	
ガイドポール	個	28	
台車	台	3	
防護マスク	個	10	
ベスト	着	21	
ヒューマンパック	枚	10	
アンダーウェア(上着)	着	432	
アンダーウェア(ズボン)	着	432	
サージカルガウン	着	450	
ディスポキャップ	着	200	
フェイスシールド	個	80	
ディスポーザブルエプロン	着	100	
安全ゴム長靴	足	8	
ハサミ	個	20	
活性炭入りマスク	個	100	
患者搬送バッグ	台	1	
大型廃棄物汚染確認用モニタ	台	1	
ホールボディカウンタ	台	1	
ポータブルエリアモニタ	台	1	
医療用遮へい容器	台	3	
簡易除染システム	セット	1	
個人用防護服	着	1	
化学防護マスク	個	2	
携帯型超音波診断装置	台	1	
生体モニター	台	1	
簡易除染システム	セット	1	
患者プライバシーキット	個	20	
オスカルブランケット	個	20	

資料2－6－2 安定ヨウ素剤の配備状況

1 安定ヨウ素剤丸薬

平成23年12月31日現在

保管場所	安定ヨウ素剤錠数	配布対象人口
(泊村) 村立茅沼診療所	錠 3,000	人 548
(共和町) 小沢診療所 前田診療所	2,000 10,000	2,137
(岩内町) 北海道後志保健福祉事務所 岩内地域保健部（岩内保健所） (同 上)	26,000 40,000	4,449 (予備用配置)
(神恵内村) 神恵内村立神恵内診療所	2,000	244
計	83,000	7,378

※1 ヨウ化カリウム丸（1錠50ミリグラム、ヒートシール入り）

2 予備用配置については、防災業務関係者用を含む。

3 配布対象人口は、平成23年12月31日現在（住民基本台帳）で7～39歳の数である。

2 ヨウ化カリウム原薬（粉末）

保管場所	ヨウ化カリウム原薬配備数	配布対象人口
(岩内町) 北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 (岩内保健所)	本 2	人 1,193

※1 ヨウ化カリウム原薬（1本当たり500グラム）

2 配布対象人口は、平成23年12月31日現在（住民基本台帳）で0～6歳までの数である。

3 町村別ヨウ素剤配布対象人口数

平成23年12月31日現在

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
泊村	しぶい 渋井	85	0	5	4	5	28	43	
	ほりかづぶ 堀株	164	0	3	5	9	44	103	
	たきの瀧 滝の瀧	137	1	5	9	15	53	54	
	かやぬま 茅沼	453	0	10	11	18	83	331	
	うすべつ 臼別	204	0	11	14	13	40	126	
	とまり 泊	477	0	7	13	28	125	304	
	さかずき 盆	149	0	2	5	8	32	102	
	興志内 こうしのうち	215	0	1	2	9	38	165	
	計	1,884	1	44	63	105	443	1,228	
共和町	みやおか 宮丘	827	2	50	46	42	426	261	
	りやむない 梨野舞納	1,515	0	35	53	91	435	901	
	はつたり 発足	602	1	11	14	26	139	411	
	まえだ 前田	880	0	14	19	35	166	646	
	おいこみ 老古美	671	1	9	14	33	146	468	
	みなみほろに 南幌似	823	0	17	19	60	214	513	
	ほろに 幌似	211	0	5	8	9	55	134	
	くにとみ 国富	633	0	15	19	21	167	411	
	こざわ 小沢	378	0	9	4	11	56	298	
	ワイス	27	0	0	0	0	5	22	
	計	6,567	4	165	196	328	1,809	4,065	
岩内町	ひがしやま 東山	1,847	0	40	52	93	456	1,206	
	おおはま 大浜	1,647	2	26	41	56	427	1,095	
	まんだい 万代	762	0	10	14	28	167	543	
	さかえ 菜	1,512	1	27	38	60	350	1,036	
	なかだい 高台	1,029	1	26	33	45	303	621	
	やまと 大和	545	0	11	13	25	134	362	
	みさき 御崎	533	0	14	10	27	108	374	
	きよすみ 清住	758	1	15	17	29	182	514	
	あいおい 相生	1,802	1	42	48	86	441	1,184	
	みやぞの 宮園	2,312	4	47	55	157	658	1,391	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
岩内町	のづか 野束	1,719	0	20	58	94	449	1,098	
	しきしまない 敷島内	274	0	2	3	10	64	195	
	らいでん 雷電	3	0	0	0	0	0	3	
	計	14,743	10	280	382	710	3,739	9,622	
神恵内村	かもえない 神恵内	751	0	16	29	34	156	516	
	あかいし 赤石	118	0	0	0	1	21	96	
	さんない 珊瑚内	74	0	0	0	4	10	60	
	かわしら 川白	83	0	1	2	3	15	62	
	計	1,026	0	17	31	42	202	734	
寿都町	のづと 能津登	50	0	0	0	0	3	47	
	しまとうたん 島古丹	66	0	1	1	0	11	53	
	よこま 横瀬	202	0	1	1	3	50	147	
	さめとりま 鮫取瀬	24	0	0	0	1	2	21	
	ひや 美谷	98	0	0	0	4	17	77	
	なねまえ 種前	13	0	0	0	0	2	11	
	ありと 有戸	39	0	0	0	0	5	34	
	うたすつ 歌葉	429	0	4	13	27	127	258	
	まるやま 丸山	4	0	0	0	1	1	2	
	かみゆべつ 上湯別	59	0	1	1	1	7	49	
	しもゆべつ 下湯別	96	0	3	3	5	18	67	
	おがわ 小川	20	0	1	0	1	8	10	
	たるきし 樽岸	77	0	0	0	0	4	73	
	たていわ 建岩	47	0	3	0	2	9	33	
	ろくじょうちょう 六条町	48	0	0	1	2	11	34	
	いわさきちょう 岩崎町	28	0	0	0	0	3	25	
	かいしんちょう 鶴進町	319	1	6	9	6	69	228	
	としまちょう 渡島町	332	0	5	6	19	78	224	
	しんえいちょう 新栄町	616	1	3	17	23	145	427	
	おいそちょう 大磯町	213	0	1	2	6	39	165	
	やいじょう 矣道町	558	0	16	21	29	164	328	
	やまなか 山中	6	0	0	0	0	1	5	
	べんけい 弁慶	6	0	0	0	0	0	6	
	計	3,350	2	45	75	130	774	2,324	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
蘭越町	蘭越町	2,056	8	25	62	135	518	1,308	
	豊国	82	0	0	0	5	20	57	
	水上	25	1	3	0	2	4	15	
	天谷	591	0	6	11	37	186	351	
	淀川	53	0	0	0	3	11	39	
	菜	14	0	0	2	0	2	10	
	富岡	135	0	1	2	3	19	110	
	新見	12	1	0	0	1	3	7	
	吉国	89	0	1	2	5	17	64	
	上里	41	0	0	0	0	9	32	
	立川	34	0	1	0	0	6	27	
	昆布町	441	4	6	12	23	106	290	
	黄金	158	0	1	5	3	43	106	
	湯里	197	2	4	8	11	44	128	
	日出	44	0	0	0	0	6	38	
	三和	174	0	2	1	5	34	132	
	名駒町	101	0	1	3	5	20	72	
	鮎川	21	0	0	0	0	2	19	
	清水	40	0	0	1	1	11	27	
	共榮	53	0	1	0	4	9	39	
	御成	67	0	1	0	1	13	52	
	初田	96	0	1	1	4	15	75	
	港町	214	1	1	2	5	31	174	
	三笠	31	0	0	1	1	4	25	
	相生	139	0	0	1	5	20	113	
	名町	241	0	4	7	4	42	184	
	貞川	34	0	0	1	3	4	26	
	田下	65	0	3	0	5	12	45	
	讃岐	31	0	0	0	0	3	28	
	計	5,279	17	62	122	271	1,214	3,593	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
ニセコ町	アンヌプリ地区	215	0	5	10	5	78	117	
	ニセコ地区	209	1	6	7	4	63	128	
	曾我地区	624	1	23	28	27	252	293	
	西部地区	133	0	0	1	3	27	102	
	中央地区	245	0	11	2	11	69	152	
	有島地区	313	0	7	8	5	101	192	
	竿蹄地区	12	0	0	0	0	1	11	
	宮田地区	187	0	7	3	8	49	120	
	福井地区	166	0	5	6	7	30	118	
	市街地区	2,125	1	59	76	132	632	1,225	
	元町地区	177	0	1	7	5	35	129	
	里見地区	101	0	4	3	3	18	73	
	近藤地区	355	2	9	5	18	82	239	
	計	4,862	5	137	156	228	1,437	2,899	
俱知安町	北1条西1丁目	67	0	0	0	0	12	55	
	北1条西2丁目	74	0	1	0	0	17	56	
	北1条西3丁目	22	1	1	0	0	5	15	
	北2条西1丁目	57	0	0	0	0	9	48	
	北2条西2丁目	71	0	3	3	7	12	46	
	北2条西3丁目	47	0	0	1	3	19	24	
	北3条西1丁目	111	0	1	2	4	35	69	
	北3条西2丁目	131	0	4	3	3	45	76	
	北3条西3丁目	57	0	3	2	4	22	26	
	北4条西1丁目	107	0	2	2	2	37	64	
	北4条西2丁目	115	0	8	6	6	41	54	
	北4条西3丁目	77	0	1	1	2	15	58	
	北4条西4丁目	246	0	12	11	8	94	121	
	北5条西1丁目	188	0	4	2	5	60	117	
	北5条西2丁目	53	0	2	1	1	12	37	
	北5条西3丁目	166	0	1	6	6	36	117	
	北6条西1丁目	231	0	4	6	11	48	162	
	北6条西2丁目	60	0	5	4	7	20	24	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
俱知安町	北6条西3丁目	143	0	1	1	6	31	104	
	北6条西4丁目	195	0	13	20	12	76	74	
	北6条西5丁目	318	0	10	25	46	95	142	
	北7条西1丁目	234	0	5	10	21	64	134	
	北7条西2丁目	81	0	4	1	1	20	55	
	北7条西3丁目	135	0	6	4	5	50	70	
	北7条西4丁目	182	1	3	4	9	59	106	
	北7条西6丁目	1	0	0	0	0	0	1	
	北1条東1丁目	77	0	0	1	1	23	52	
	北1条東2丁目	46	0	1	1	0	12	32	
	北1条東3丁目	6	0	0	0	0	2	4	
	北2条東1丁目	82	0	2	3	1	32	44	
	北2条東2丁目	17	0	1	2	0	10	4	
	北2条東3丁目	68	0	1	3	0	19	45	
	北3条東1丁目	110	0	4	7	9	30	60	
	北3条東2丁目	75	0	0	0	2	30	43	
	北3条東3丁目	112	0	4	5	5	33	65	
	北3条東4丁目	144	0	4	5	2	53	80	
	北3条東5丁目	208	0	8	13	13	68	106	
	北3条東6丁目	116	0	4	4	6	25	77	
	北3条東7丁目	317	0	17	14	29	130	127	
	北3条東8丁目	40	0	1	3	3	8	25	
	北3条東9丁目	51	0	2	2	2	16	29	
	北3条東10丁目	35	0	1	0	4	11	19	
	北3条東11丁目	15	0	0	4	0	5	6	
	北4条東1丁目	50	0	0	0	0	11	39	
	北4条東2丁目	96	0	5	7	3	39	42	
	北4条東3丁目	83	0	1	1	7	23	51	
	北4条東4丁目	391	0	14	11	23	112	231	
	北4条東5丁目	192	0	1	4	12	37	138	
	北4条東6丁目	76	0	1	2	1	23	49	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
俱知安町	北4条東7丁目	89	1	1	3	4	28	52	
	北4条東8丁目	154	1	10	8	8	63	64	
	北4条東9丁目	28	0	0	0	2	6	20	
	北4条東10丁目	67	0	0	1	2	20	44	
	北4条東11丁目	15	0	0	2	3	7	3	
	北5条東1丁目	80	0	2	1	4	44	29	
	北5条東2丁目	106	0	8	2	4	35	57	
	北5条東3丁目	182	0	5	9	18	51	99	
	北6条東1丁目	51	0	0	1	1	9	40	
	北6条東2丁目	85	0	0	3	11	18	53	
	北6条東3丁目	77	0	2	4	6	27	38	
	北6条東4丁目	14	0	0	0	0	1	13	
	北6条東5丁目	13	0	0	0	0	3	10	
	北6条東6丁目	25	0	0	2	4	5	14	
	北6条東9丁目	9	0	0	0	0	2	7	
	北6条東10丁目	2	0	0	0	0	0	2	
	北7条東1丁目	47	0	2	1	7	17	20	
	北7条東2丁目	2	0	0	0	0	0	2	
	北7条東3丁目	3	0	0	0	0	1	2	
	北7条東4丁目	35	0	2	0	1	18	14	
	北7条東6丁目	7	0	0	0	0	2	5	
	北7条東7丁目	32	0	0	0	2	10	20	
	北7条東8丁目	20	0	0	0	5	6	9	
	北7条東9丁目	2	0	0	0	0	0	2	
みなみ	南1条西1丁目	36	0	1	0	1	8	26	
	南1条西2丁目	99	1	3	6	3	26	60	
	南1条西3丁目	21	0	0	0	1	6	14	
	南2条西1丁目	31	0	3	1	3	13	11	
	南2条西2丁目	68	1	0	1	4	23	39	
	南2条西3丁目	9	0	0	1	1	2	5	
みなみ	南3条西1丁目	72	0	1	4	1	22	44	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
俱知安町	みなみ じょうにし ちょうめ 南3条西2丁目	66	0	4	1	3	20	38	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南3条西3丁目	23	0	0	0	1	8	14	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南3条西4丁目	23	0	2	0	0	13	8	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南4条西1丁目	123	0	5	4	6	30	78	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南4条西2丁目	330	0	17	22	29	92	170	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南4条西3丁目	175	0	10	12	10	56	87	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南4条西4丁目	5	0	0	0	0	1	4	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南5条西1丁目	73	0	2	3	5	22	41	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南6条西1丁目	126	0	3	2	4	39	78	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南6条西2丁目	279	0	3	5	9	59	203	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南6条西3丁目	62	0	3	5	6	21	27	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南7条西1丁目	95	0	4	1	4	32	54	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南8条西1丁目	99	0	3	4	10	34	48	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南8条西2丁目	86	0	2	1	1	18	64	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南9条西1丁目	106	0	2	3	6	32	63	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南9条西2丁目	78	0	0	2	5	26	45	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南10条西1丁目	229	1	16	14	13	80	105	
	みなみ じょうにし ちょうめ 南11条西1丁目	19	0	0	3	1	7	8	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南1条東1丁目	35	0	1	1	3	8	22	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南1条東2丁目	2	0	0	0	0	1	1	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南1条東3丁目	126	0	1	6	9	48	62	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南2条東1丁目	78	0	3	2	1	28	44	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南2条東2丁目	48	0	0	4	3	9	32	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南3条東1丁目	79	0	3	2	2	30	42	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南3条東2丁目	135	1	6	8	23	32	65	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南3条東4丁目	33	0	0	1	3	12	17	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南3条東5丁目	161	0	13	7	21	63	57	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南3条東6丁目	202	0	5	6	8	72	111	
	みなみ じょうひがし ちょうめ 南3条東7丁目	124	0	1	3	2	41	77	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
俱知安町	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東1丁目	160	0	4	8	12	50	86	
	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東2丁目	309	0	8	11	20	125	145	
	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東3丁目	185	0	5	14	7	58	101	
	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東4丁目	180	0	10	14	14	55	87	
	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東5丁目	261	0	5	7	21	57	171	
	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東6丁目	205	0	8	12	21	73	91	
	みなみじょうひがしちょううめ 南4条東7丁目	17	0	1	1	1	8	6	
	みなみじょうひがしちょううめ 南5条東1丁目	119	0	4	8	5	43	59	
	みなみじょうひがしちょううめ 南6条東1丁目	140	0	3	5	6	47	79	
	みなみじょうひがしちょううめ 南6条東2丁目	10	0	0	0	0	4	6	
	みなみじょうひがしちょううめ 南6条東3丁目	9	0	0	0	0	2	7	
	みなみじょうひがしちょううめ 南6条東4丁目	26	0	1	1	2	7	15	
	みなみじょうひがしちょううめ 南6条東5丁目	107	0	4	3	3	26	71	
	みなみじょうひがしちょううめ 南7条東1丁目	49	0	0	1	2	8	38	
	みなみじょうひがしちょううめ 南8条東1丁目	104	1	4	6	10	35	48	
	みなみじょうひがしちょううめ 南8条東2丁目	5	0	0	0	0	0	5	
	みなみじょうひがしちょううめ 南9条東1丁目	106	1	11	6	1	62	25	
	みなみじょうひがしちょううめ 南10条東1丁目	52	0	3	3	1	21	24	
	みなみじょうひがしちょううめ 南10条東2丁目	5	0	1	1	0	3	0	
	みなみじょうひがしちょううめ 南11条東1丁目	8	0	0	0	0	2	6	
	あさひ 旭1	61	0	2	3	2	16	38	
	あさひ 旭2	3	0	0	0	0	0	3	
	あさひ 旭3	80	0	1	3	5	17	54	
	あさひ 旭4	42	0	4	3	2	17	16	
	いずも 出雲1	54	0	0	1	4	13	36	
	いずも 出雲2	9	0	0	1	0	3	5	
	いずも 出雲3	7	0	0	0	0	2	5	
	いわおべつ 岩尾別1	155	0	2	4	6	36	107	
	いわおべつ 岩尾別2	95	0	1	1	8	32	53	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
俱知安町	かばやま 樺山1	55	0	0	2	3	9	41	
	かばやま 樺山2	110	0	6	4	6	41	53	
	かばやま 樺山3	54	0	1	4	6	16	27	
	かんべつ 寒別1	18	0	0	0	0	5	13	
	かんべつ 寒別2	28	0	0	1	0	7	20	
	かんべつ 寒別3	99	1	4	4	3	20	67	
	こひら 琴平1	303	0	10	7	11	68	207	
	こひら 琴平2	19	0	1	1	0	4	13	
	こひら 琴平3	73	0	2	3	3	11	54	
	すえひろ 末広1	6	0	0	0	0	1	5	
	すえひろ 末広2	6	0	0	2	0	0	4	
	たかさご 高砂1	21	0	0	1	2	0	18	
	たかさご 高砂2	388	1	17	10	16	167	177	
	たかさご 高砂3	6	0	0	0	0	0	6	
	たかみ 高見1	33	0	2	0	0	8	23	
	たかみ 高見2	14	0	0	0	1	2	11	
	たつみ 翼1	28	0	0	2	0	13	13	
	たつみ 翼2	18	0	0	0	2	4	12	
	とうげした 峠下1	3	0	0	0	0	0	3	
	とうげした 峠下2	28	0	0	0	0	2	26	
	とうげした 峠下3	7	0	1	0	0	2	4	
	とよおか 豊岡	84	0	4	1	0	24	55	
	ほなぞの 花園1	1	0	0	0	0	0	1	
	ほなぞの 花園2	3	0	0	0	0	1	2	
	ひらかず 比羅夫1	79	0	1	2	2	19	55	
	ひらかず 比羅夫2	112	0	3	6	8	23	72	
	ひらかず 比羅夫3	16	0	0	0	0	2	14	
	ふじみ 富士見1	132	0	4	4	7	42	75	
	ふじみ 富士見2	57	0	1	2	3	16	35	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳						備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
俱知安町	富士見3	9	0	0	1	1	1	6	
	扶桑	31	0	1	2	1	6	21	
	瑞穂1	18	0	0	0	0	3	15	
	瑞穂2	52	0	1	3	4	13	31	
	瑞穂3	44	0	0	0	0	10	34	
	八幡1	57	1	2	1	3	12	38	
	八幡2	30	0	2	0	0	7	21	
	八幡3	24	1	0	0	0	4	19	
	八幡4	11	0	0	0	1	1	9	
	八幡5	118	0	3	5	6	27	77	
	八幡6	35	0	1	0	0	5	29	
	山田1	106	0	6	5	6	54	35	
	山田2	433	1	19	17	24	188	184	
	山田3	30	0	1	4	3	6	16	
	大和1	20	0	0	0	1	7	12	
	大和2	2	0	0	0	0	0	2	
	計	15,461	15	490	590	852	4,766	8,748	
積丹町	小泊・厚吉	69	0	0	0	2	8	59	
	寺町	162	0	5	11	9	38	99	
	柳町	45	0	0	0	2	5	38	
	浜町	142	1	0	2	1	22	116	
	茶津	62	0	0	1	0	4	57	
	山岸	149	0	2	2	3	26	116	
	西仲	57	0	1	1	2	10	43	
	中央	78	0	1	1	3	7	66	
	東浦	79	1	0	0	2	9	67	
	西浦	67	0	1	0	5	13	48	
	菜町	160	0	1	1	1	22	135	
	多茂木	254	0	2	7	13	49	183	
	川上	18	0	0	0	0	2	16	
	婦美	98	0	1	3	3	18	73	

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳							備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)		
積丹町	幌武意	82	0	0	0	2	14	66		
	入舸	139	0	0	0	4	26	109		
	日司	162	0	1	2	9	27	123		
	野塚	207	0	4	1	5	28	169		
	西河	9	0	0	0	0	0	9		
	来岸	65	0	2	0	4	14	45		
	余別	171	0	9	2	1	31	128		
	神岬	50	0	0	0	0	9	41		
	常盤	133	0	5	11	16	44	57		
	丸山	30	0	0	0	1	1	28		
	計	2,488	2	35	45	88	427	1,891		
古平町	廻り瀬	7	0	0	0	0	0	7		
	泥の木	37	1	1	0	0	4	31		
	鶴居木	16	0	0	0	0	2	14		
	栄町	91	0	0	0	2	16	73		
	歌葉	246	0	0	1	4	77	164		
	沢江	213	0	4	6	9	40	154		
	旭町	399	0	7	6	11	71	304		
	あけぼの	172	0	8	11	9	74	70		
	浜三	306	0	3	6	17	80	200		
	沖町	42	0	0	0	0	0	42		
	浜一	147	0	1	4	4	20	118		
	銀座	166	0	3	1	4	26	132		
	浜五	168	0	2	2	4	33	127		
	清住	164	0	4	12	13	32	103		
	本陣	148	0	2	2	1	23	120		
	港町	265	1	1	2	4	51	206		
	入船	178	0	1	3	6	36	132		
	新地町	180	0	5	4	6	28	137		
	本町	262	0	4	10	2	47	199		
	丸山町	281	0	3	3	5	62	208		
	御崎町	129	1	0	5	5	20	98		
	群来町	3	0	0	0	0	0	3		
	計	3,620	3	49	78	106	742	2,642		

町村名	集落名	人口 (人)	年齢別等内訳							備考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)		
仁木町	銀山	614	0	10	10	38	160	396		
	大江	348	0	5	4	11	78	250		
	養沢	66	0	1	0	0	12	53		
	然別	139	0	3	2	5	23	106		
	砥の川	50	0	1	2	2	12	33		
	仁木	2,449	0	44	58	101	630	1,616		
	尾根内	96	0	2	3	1	16	74		
	旭台	50	1	0	0	0	8	41		
	計	3,812	1	66	79	158	939	2,569		
余市町	大川町1丁目	163	0	0	0	2	32	129		
	大川町2丁目	136	1	0	2	7	31	95		
	大川町3丁目	229	0	5	5	14	59	146		
	大川町4丁目	193	0	1	5	8	35	144		
	大川町5丁目	273	0	8	14	14	65	172		
	大川町6丁目	257	0	3	7	17	80	150		
	大川町7丁目	230	0	7	7	9	38	169		
	大川町8丁目	368	0	9	8	27	85	239		
	大川町9丁目	183	0	7	6	8	50	112		
	大川町10丁目	242	0	2	5	9	59	167		
	大川町11丁目	239	0	4	4	12	61	158		
	大川町12丁目	321	0	4	7	20	60	230		
	大川町13丁目	156	0	3	6	7	30	110		
	大川町14丁目	246	0	4	6	14	56	166		
	大川町15丁目	250	0	6	5	19	69	151		
	大川町16丁目	94	0	1	2	6	24	61		
	大川町17丁目	178	0	4	11	4	43	116		
	大川町18丁目	88	0	3	5	4	22	54		
	大川町19丁目	260	0	3	5	11	67	174		
	大川町20丁目	190	0	3	4	12	40	131		
	榮町	1,340	0	21	26	61	356	876		
	黒川町1丁目	40	0	0	1	0	0	39		
	黒川町2丁目	273	0	2	4	9	67	191		
	黒川町3丁目	176	0	2	7	11	42	114		

町 村 名	集 落 名	人口 (人)	年齢別等内訳						備 考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満、 (人)	40歳以上 (人)	
余 市 町	黒川町 4丁目	85	0	0	1	8	13	63	
	黒川町 5丁目	74	0	2	2	5	31	34	
	黒川町 6丁目	37	0	2	1	1	12	21	
	黒川町 7丁目	189	1	0	1	8	34	145	
	黒川町 8丁目	98	0	1	1	3	23	70	
	黒川町 9丁目	239	0	5	6	9	51	168	
	黒川町 10丁目	339	0	6	10	17	72	234	
	黒川町 11丁目	80	0	1	1	2	22	54	
	黒川町 12丁目	404	0	9	15	15	97	268	
	黒川町 13丁目	430	0	4	10	24	86	306	
	黒川町 14丁目	5	0	0	0	0	2	3	
	黒川町 15丁目	481	0	13	12	33	126	297	
	黒川町 16丁目	763	0	10	21	41	179	512	
	黒川町 17丁目	674	1	14	24	33	205	397	
	黒川町 18丁目	504	3	23	47	51	169	211	
	黒川町 19丁目	215	0	1	2	4	36	172	
	黒川町 20丁目	144	0	3	3	7	31	100	
	黒川町	1,158	1	22	27	44	289	775	
	のぼりちょう 登町	624	1	6	18	23	124	452	
	いりふねちょう 入舟町	523	0	8	9	23	103	380	
	あさひちょう 朝日町	376	0	10	11	19	90	246	
	みそのちょう 美園町	899	1	13	24	52	221	588	
	やまだちょう 山田町	1,182	0	15	27	39	217	884	
	はまなかちょう 浜中町	580	1	8	17	22	131	401	
	さわまち ちょうめ 沢町 1丁目	92	0	1	1	3	13	74	
	さわまち ちょうめ 沢町 2丁目	74	0	1	3	3	23	44	
	さわまち ちょうめ 沢町 3丁目	62	0	0	3	1	10	48	
	さわまち ちょうめ 沢町 4丁目	189	0	2	4	6	30	147	
	さわまち ちょうめ 沢町 5丁目	399	0	8	8	11	76	296	
	さわまち ちょうめ 沢町 6丁目	7	0	0	0	2	0	5	
	さわまち 沢町	112	0	3	3	5	21	80	
	とみさわちょう ちょうめ 富沢町 1丁目	47	0	0	2	4	10	31	
	とみさわちょう ちょうめ 富沢町 2丁目	37	0	1	1	2	2	31	

町 村 名	集 落 名	人口 (人)	年齢別等内訳						備 考
			新生児 (人)	生後1ヶ月 以上3歳未満 (人)	3歳以上 7歳未満 (人)	7歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 (人)	
余市町	富沢町3丁目	209	0	3	6	7	39	154	
	富沢町4丁目	206	0	3	8	12	54	129	
	富沢町5丁目	142	0	4	6	6	23	103	
	富沢町6丁目	188	0	4	6	6	54	118	
	富沢町7丁目	167	0	2	1	9	43	112	
	富沢町8丁目	140	0	0	5	8	22	105	
	富沢町9丁目	177	0	5	7	14	67	84	
	富沢町10丁目	135	0	3	7	6	29	90	
	富沢町11丁目	181	0	2	4	8	40	127	
	富沢町12丁目	107	1	3	4	4	30	65	
	富沢町13丁目	96	0	1	4	6	15	70	
	富沢町14丁目	38	0	1	1	4	5	27	
	港町	649	0	11	25	19	153	441	
	梅川町	877	1	12	20	35	187	622	
	豊丘町	331	0	1	6	4	88	232	
	白岩町	38	0	0	1	2	12	23	
	潮見町	8	0	0	0	0	1	7	
	豊浜町	83	0	0	0	1	15	67	
	計	21,019	12	349	578	976	4,897	14,207	
赤井川村	白ノ出	70	0	1	3	4	10	52	
	中央	41	0	0	1	0	3	37	
	母沢	34	0	0	0	1	5	28	
	1町内	230	0	3	8	10	40	169	
	2町内	313	1	14	20	21	98	159	
	共栄	43	0	0	1	2	10	30	
	畠田	14	0	0	0	0	1	13	
	1池田	34	0	0	1	1	6	26	
	2池田	37	0	0	1	4	6	26	
	旭丘	39	0	1	1	1	5	31	
	曲川	42	0	2	0	3	8	29	
	1都	145	0	5	7	10	37	86	
	2都	58	0	0	1	3	7	47	
	落合	48	0	2	3	3	13	27	
	常盤	69	0	2	0	0	41	26	
	計	1,217	1	30	47	63	290	786	
合 計		85,328	73	1,769	2,442	4,057	21,679	55,308	

資料2－7－1 防災資機材の整備状況

1 北海道

平成24年3月31日現在

品 名			整 備 数 量
防 護 服	(布)	着	135
	(雨 着)	着	135
	(防寒着)	着	135
防 護 帽		着	135
防 護 靴		足	135
軍 足		ダース	13
手 袋	(ゴ ム)	ダース	13
	(綿)	ダース	13
	(軍 手)	ダース	13
防護マスク		個	125
警報付ポケット線量計		個	135
GM管式サーベイメータ		台	11
シンチレーション式サーベイメータ		台	11
ハンドフットクロスモニタ		台	1
体表面モニタ		台	1
携帯電話		台	42
衛星携帯電話		台	3
無線機 (10w)		台	18
要員搬送用車両		台	2
トランジスタメガホン		台	4

2 町村

平成24年3月31日現在

品 名			泊 村	共和町	岩内町	神恵内村	合計
防護服	(布)	着	80	160	200 (6)	50	490
	(雨 着)	着	80	160	200 (6)	50	490
	(防寒着)	着	80	160	200 (6)	50	490
防護帽		枚	80	160	200 (6)	50	490
防護靴		足	80	160	200 (6)	50	490
軍 足		ダース	4	14	17	5	40
手 袋	(ゴ ム)	ダース	7	14	17 (1)	5	43
	(編)	ダース	7	14	17 (1)	5	43
	(軍 手)	ダース	7	14	17 (1)	5	43
防護マスク		個	80	160	200 (6)	50	490
警報付ポケット線量計		個	80	160	200 (6)	50	490
GM管式サーベイメータ		個	8	7	5 (1)	5	25
シンチレーションサーベイメータ		個	13	12	10 (1)	10	45
携帯電話		台	15	15	15	15	60
衛星携帯電話		台	2	2	2	2	8
無線機 (5w・10w)		台	11	11	11	11	44
広報用車両		台	2	2	2	2	8
災害時要援護者搬送用車両		台	1	1	2 (1)	1	5
折りたたみスロープ		台	1	1	1	1	4
メガホン (トランジスタ・ワイヤレス)		台	6	6	6	6	24
電光情報ボード		台	2	2	2	2	8
除雪機		台	3	3	5	1	14
化学防護服		着	0	0	18 (18)	0	18
空気(酸素)呼吸器8リットルボンベ2本付		個	0	0	18 (18)	0	18

※ () は岩内・寿都消防組合分で内数

※拡充予定～寿都町、蘭越町、ニセコ町、俱知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合